

御船町農業委員会会議録

平成28年12月9日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 28 年 12 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 12 月 9 日（金）午後 3 時 30 分から 5 時 00 分

2. 場 所 御船町役場分庁舎 2 階 大会議室

3. 出席委員（20 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 19 番 吉住 健二

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 54 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

8 議案第 57 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条
の 2 の件について

9 報告第 9 号 耕作証明書発行の件について

10 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫

係 長 山下 直樹
主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 27 年 12 月の総会を始めさせていただきます。本日は 20 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 20 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 28 年 12 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、今年最後の総会ということで、全委員参加で大変うれしく思います。非農地の現地確認が実施されております。協力していただいておりますが、来年の 1 月 5 日まで確認があります。皆さん年末年始の忙しい中ですが、お願いいたします。皆様方も健康に留意されて日々の作業にあたっていたきたいと思っております。早速ではあります、12 月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。6 番 田中委員
7 番 緒方委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 53 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 53 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。 議案第 53 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 28 年 12 月 9 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。

議案書 3 条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△㎡。

譲渡者の住所 氏名 〇〇府〇〇〇市〇〇〇町△番△号
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

②件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇 △△ 地目畑 面積△㎡

大字〇〇字〇〇 △△ 地目畑 面積△㎡

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

③件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△△ 地目畑 面積△㎡

譲渡者の住所 氏名 〇〇〇県〇〇市〇〇区〇△丁目△番
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

④件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

⑤件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転です。5 件 6 筆、町許可分の申請です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。3 条申請で所有権移転 5 件 6 筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。この件につきましては、兄弟間の所有権移転であります。譲渡者は、県外に在住しているため、耕作管理できないため、今回の申請になりました。それでは、机上配布しております農地法第 3 条の調査書に基づき説明いたします。第 2 項第 1 号（全部効率利用要件）につきましては、取得後は、水稻の栽培をする約束をされました。又、農機具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第 2 項第 4 号（常時従事）要件に関しましては、必要な農作業

に常時従事されることが認められます。第2項第5(下限面積)要件につきましても、年間作業日数も150日以上であり認められ、収得後の面積も50a以上の農地耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第2項第7号地域との調和要件として、田として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。

以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。3条につきましては、担当委員の4番委員お願いいたします。

4 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。

全委員 はい、ごさいません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、②について説明いたします。譲受人の隣接地に自宅を建て残地を譲受人が買いたいということで、今回の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。収得後は、引続き野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号収得後の耕作面積は、19,037 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましては、担

当委員 19 番委員から説明をお願いいたします。

- 19 番
議 長
全委員
議 長
事務局
議 長
16 番
議 長
全委員
議 長
- はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。
- はい、ありがとうございます。3条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。
- はい、ございません。
- 意見が無いようですので、異議なしと認めます。
- この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③について要件等の説明をお願いいたします。
- はい、では③について説明いたします。譲渡人が、県外に在住しており、農地の耕作管理できないため、親戚の方をお願いし、今回所有権移転の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、7,016 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。
- はい、ありがとうございます。この地域担当委員は、16 番委員をお願いいたします。
- はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。
- そうですか。只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。
- はい、ございません。
- では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。
- この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、④について事務局より要件等の説明を

お願いいたします。

事務局

はい、では④について説明いたします。調査書 4 ページをご覧ください。譲受人が現在耕作管理している農地であり、所有権移転の申請となりました。では調査書に基づき説明いたします。取得後は、引続きとうもろこしの栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、21,033 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この地域担当委員は、19 番委員お願いいたします。

19 番

はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議議 長
全委員

只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。はい、ございません。

議 長

では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、⑤について事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、⑤について説明いたします。調査書 5 ページをご覧ください。譲受人が、今回熊本地震により、被災されこの申請地の横に自宅建設を計画したところ、売買の話があり今回の申請に至った。では調査書に基づき説明いたします。取得後は、引続き露地野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、31,316 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されまし

た。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この地域担当委員は、17番委員お願いいたします。

17番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議長 只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員 はい、ございません。

議長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第54号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案54号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
平成28年12月9日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
4ページをご覧ください。

議案書(4条)①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 農家住宅。

議案書(4条)②です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 植林

以上2件の申請です。

議長 はい、ありがとうございました。4条の申請2件でした。事務局より①番の許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、5ページをご覧ください。実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。現地は〇〇〇の近くであります。議案書7ページを確認ください。農地の区分といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地にあつて、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。面積

につきましては、△㎡であります。農地の区分と転用目的としては、第2種農地であります。役場より直線で8km位離れている。本年4月の熊本地震により、現在の居宅が全壊したため、建替えが必要となった。しかし、現在、住居は急傾斜で崖地でもあり危険なため、建替えが不可能なため、今回、自己所有地でもあり、営農する農地にも近く管理しやすいため農家住宅建設を計画し、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。自己資金にて対応する計画であり、通帳の写しにより事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は、平成28年12月26日から平成29年12月31日までの計画であり、特に問題はないと判断します。計画の妥当性は、畑1筆△㎡に農家住宅を建築する計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を農家住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、前面農道より町上水道を宅地内に引き込む計画であります。雨水排水に関しましては、砂利敷設により浸透、あるいは直接農道へ放流予定であります。雑排水・汚水排出予定は合併浄化槽で処理を行い溜め枳へ放流する。被害防除計画としては、土地の境界にコンクリートブロック設置により土砂などの流失を予防する計画であります。8ページに配置図、排水計画図が記載してあります。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。4条農家住宅申請でした。担

当委員 4 番委員説明をお願いいたします。

4 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、10 ページをご覧ください。受付番号②番場所に関しては 12 ページに記載しております。マミコウロードを上り〇〇方面へ行くと〇〇商店から〇〇から左折し〇〇集落に隣接する農地であります。非農地申請をされたのですが、クヌギを植林されていまして、今回、4 条申請に至っております。立地基準としては、農地の区分といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地にあつて、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断されます。面積につきましては、△m²であります。転用目的としては、役場より直線で 12 k m 離れております。申請地の東側・南側を山林、西側を道路・山林北側を農地に囲まれた畑地の一角であります。約 50 年前までは、畑作として利用しておりましたが、日照も悪く、道路幅員も狭いなど耕作条件も悪いため、植林を現在しています。現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題ないと思われれます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現状のま

まの利用であり、問題ないと思われます。計画の妥当性は、畑1筆△m²を山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透とします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。11 ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、ありません。雑排水・汚水排出予定はありません。13 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。15 ページに始末書が提出してあります。上記の物件は、畑として桑の木を植えて管理しておりましたが、周囲も山林であるため、畑作として管理できないと判断し、約50年前にクヌギを植林してしまいました。本来ならば、農地法第4条の許可を受けて植林すべきところでしたが、許可も受けずに植林したことは重々申し訳なく思います。今後このようなことがないように注意いたしますとともに、心からお詫び申し上げます。以後注意いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。始末書が提出されております。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。ここの現地確認された方は、15 番委員お願いいたします。
- 15 番 はい、現地確認へ参りました。農地は、伐採してありクヌギが植林してありました、これは非農地申請ではなく、4条申請できないと判断できない状況であったため今回の申請となりました。何ら問題はないと判断されます、審議の程をよろしく願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。山林への転用でございました。この件につきまして、皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。
無い様でございますので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い

たします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 35 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、16 ページをご覧ください。

議案第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 28 年 12 月 9 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条は、7 件の申請がありました。

物件の表示① 大字〇〇〇字〇〇地番△地目 田 面積△m²
譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇〇△番地
〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地
株〇〇〇 代表取締役 〇 〇〇

面積 1 筆△m²理由 5 条許可所有権移転

転用目的 建設資材置場。

②物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑 面積△m²
大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑 面積△m²
畑 2 筆 計△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 個人住宅です。

③物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 資材置場。

④物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 自宅用駐車場・貸駐車場です。

⑤物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条所有権移転 転用目的 農家住宅です。

⑥物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 5条許可使用貸借権設定 転用目的 農業用施設用地。

⑦物件の表示 大字〇字〇〇地番△ 地目畑 面積△㎡。

譲渡者の住所 氏名 大字〇△番地 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇

理由 5条許可所有権移転（県）転用目的 個人住宅です。

以上農地法第5条所有権移転及び5条貸借権設定合計7件です。

議 長

はい、ありがとうございます。7件8筆です。では、①番の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第35号受付番号①番 場所に関しては、15ページをご覧ください。場所につきましては、20ページに載せております。国道443号線がございます、〇〇〇がございますが、裏手になります。住宅地の一角であります。立地条件から説明いたします。農地の区分ですが第3種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）に定められた農地である。面積につきましては、△㎡であります。転用目的としては、役場より直線で0.6km位離れた東側を水路、・南・北側を農地、西側を宅地に囲まれた農地である。申請人は、事業拡大により資材置場が手狭になっており、今後も地震に伴う建設工事等で資材置場が必要となってくるため、今回、国道にも近く搬入しやすい申請地の地権者と話がまとまり、農地法第5条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成29年3月30日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田2筆△㎡の敷地に建設用資材置場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を建設用資材置場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資

の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、建設用資材置場ということで、計画はありません。雨水は、自然浸透の計画であります。あふれる場合には、南側用水路へ放流する計画であります。21 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 22 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。資材置場への転用でございます。担当の 10 番委員お願いいたします。

10 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は、耕作していないようですね。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員
議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、②の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、23 ページをご覧ください。受付番号②番申請地の場所といたしましては、25 ページに記載しております。〇〇の〇〇から入って〇〇〇の横の農地であります。立地基準といたしまして、第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、△m²であります。申請地は、役場より 4 k m ほど離れた東・北側を宅地、西・南側を畑地の一角であります。申請人は、本年 4 月熊本地震により居宅が半壊する被害を受けた。建替えも考えたが、その場所は、地盤が弱いことから、近所で地盤が強い今回の申請地に個人住宅建設を計画し、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと

判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン審査結果連絡票により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 4 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 2 筆△㎡、個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、町の水道管へ直結する。雨水に関しましては、町道側溝へ放流する計画であります。生活雑排水は、合併浄化槽で処理後町道側溝へ放流する計画であります。26 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 27 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員は、19 番委員説明をお願いいたします。

19 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。この件に関しては、何ら問題はございません。審議の程をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、③番を提案いたします。事務

局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、28 ページをご覧ください。受付番号③番。場所につきましては、30 ページに記載しております、確認ください。○○という集落がございますが、地区に接続した農地であります。立地基準から説明いたします。第1種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より1kmほど離れた東側を農地、西側を雑種地、南側を道路、北側を道路に囲まれた水田の一角であります。申請人は、父が経営する会社の事業上、資材置場が不足し経営に支障をきたしているため、集落に接続している申請地の地権者と話が済み、貸資材置場を計画し、農地法第5条申請に至った。申請地は、第1種農地ではあるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用が出来るかと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年2月1日から平成29年2月28日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田1筆△に貸資材置場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸資材置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、使用しない計画です。雨水に関しましては砂利敷きで、雨水は、自然浸透の計画であります。31 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は32 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議長

はい、ありがとうございました。貸資材置場への転用申請でし

た。この担当委員 12 番委員お願いいたします。

12 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取
議 長 っており何も問題はございません。審議の程をお願いいたしま
す。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明
がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたしま
す。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、
挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。
全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県
へ送付いたします。続きまして、④番を提案いたします。事務
局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、33 ページをご覧ください。受付番号④番。場所につき
ましては、35 ページに記載しております、確認ください。

〇〇〇横の農地であります。貸駐車場・駐車場整備計画であり
ます。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、都
市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 2 種住
居地域）に定められた農地ということで 3 種農地である。役場
より 1 km ほど離れた東・北側を宅地、西・南側を道路に囲ま
れた水田の一角であります。申請人は、実母と同居しており、
実母は美容室を経営している。以前より駐車場が狭いことを不
憫に思っていたところ、今回自宅に隣接する農地の所有者と話
が進み自宅用及び実母が経営する美容室の来客駐車場を計画
し、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作
地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投
資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積
も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。
資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、貸付証明書
により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転
用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしま
しては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用
途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に
着手し、平成 29 年 3 月 10 日までに工事を完了する予定でご
ざいます。計画の妥当性ですが、田 1 筆△㎡の敷地に自家用車
6 台分の駐車場の計画であり、配置等については妥当と判断い

たします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、計画無しです。雨水に関しましては、蓋つきU字溝を施工し、敷地の雨水を集水後隣接する既存水路へ放流する。36 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 37 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。駐車場申請でした。この担当委員 10 番委員お願いいたします。

10 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑤番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、38 ページをご覧ください。受付番号⑤番。場所につきましては、40 ページに記載しております、確認ください。

先ほど 3 条申請で出た農地であります。息子さんが、農家住宅を建設する計画であります。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積といたしましては、△㎡です。転用目的としては、申請地は、役場より 8 k m ほど離れており、南側を農道、それ以外は畑地に囲まれた一角であります。申請人は、熊本地震によって自宅が全壊する被害を受けたため、自宅の建替えが必要となった。しかし、現在の自宅地盤に亀裂が入

っており建替えが無理なため、今回の申請地周辺でも営農をしていることもあって、申請地の地権者と話が進み、農家住宅建設を計画し、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、融資証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成29年9月30日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑1筆△m²の敷地に農家住宅建築の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を農家住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、南側公道に公共水道があり、接続給水いたします。雨水に関しましては、地下浸透の雨水浸透柵を設置し地下浸透にて雨水処理します。汚水に関しては、合併浄化槽を設置し浸透後マンホールに接続し、排水処理します。現状の写真は42ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。農家住宅申請でした。この担当委員4番委員お願いいたします。

4 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員
議長

ありません。
意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。
全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。今回の申請者であります 18 番委員申し訳ありませんが、退室をお願いいたします。続きまして、⑥番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、43 ページをご覧ください。受付番号⑥番。場所につきましては、45 ページに記載しております、確認ください。
北側に国道 445 号線が、通っております。南側は、先ほど説明しました貸資材置場の近くであります。〇〇という集落であります。立地基準から説明いたします。第 1 種農地として考えております。面積といたしましては、△m²であります。申請地は、役場より 1 km ほど離れた東側を道路、西側を農地、南側を水路、北側を雑種地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、本年 4 月の震災で自宅の作業場等が被災したため、農業用施設が必要となった。同場所では、断層が走っているため、今回、父所有農地を農業用施設にする計画をし、農地法第 5 条申請に至った。申請地は、1 種農地であるが、農業用施設のため転用ということで、例外的に転用が出来ると判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、融資にて対応する計画であり、政策金融公庫借入手続きにより事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、根抵当権者の転用に対する同意があり特に問題はないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 7 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田 1 筆△m²の敷地に農業用施設用地の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を農業用施設用地へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいて

おります。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としては、農振の用途区分変更の手続き中です。給排水計画につきましては、敷地内ボーリング後給水計画です。雨水は、地下浸透。オーバーフロー分としては、隣接水路へ放流する。生活雑排水に関しましては、ございません。46 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 47 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。農業用施設用地申請でした。この担当 13 番委員お願いいたします。

13 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑦番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、48 ページをご覧ください。受付番後⑦番。場所に関しては、50 ページに記載しております。確認ください。〇〇小学校の通りであります。龍田紡績工場があります。宅地の中にある農地が今回の申請地であります。第 2 種農地と判断しました。面積としては、 Δm^2 です。転用目的としては、申請地は、役場より直線で 2.5 km ほど離れた周囲を宅地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、本年 4 月の熊本地震により居宅が全壊する被害を受けたため、同敷地で建替えを計画した。建替え地は、地目は宅地で Δm^2 である。今回、現在の宅地に隣接している申請地を Δm^2 増やして建替えるため、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、

借入金にて対応する計画であり、住宅ローン仮審査終了通知により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 6 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 1 筆△㎡を転用し、現在の宅地△㎡と併せて個人住宅の建設計画であり、施設等の配置についても妥当であると判断します。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地に現在の宅地△㎡と併せて個人住宅建築の計画であり妥当であると判断します。宅地へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。雨水・生活雑排水に関しましては、町下水本管へ接続する計画であります。51 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 52 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅への転用申請でした。この担当委員 7 番委員お願いいたします。

7 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 56 号

を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、53 ページをご覧ください。議案第 56 号 農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 28 年 12 月 9 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。54 ページ今月新規利用権設定が、田の合計が 43,667 m² 畑は、ございません。計 43,667 m² です。次の 55 ページをご覧ください。こちらは、再設定分であります。田の合計は 107,707 m² で、畑合計が 2,303 m² であります。総合計が 110,010 m² の再設定であります。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 28 年 12 月 9 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 28 年第 12 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。今月累計で利用権での田の累計は 151,374 m² 畑の累計は、2,303 m²。田畑合計で 153,677 m² となっております。本年累計田は、446,046 m² です。畑 20,778 m² です。総合計は、466,824 m² であります。所有権移転に関しましては、田 21,226 m² となっております。畑はございませんので累計は、21,226 m² です。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長

ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、議案第 57 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、60 ページをご覧ください。

議案第 57 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成 28 年 12 月 9 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。今回 2 件の申請が出ております。

1 件目ですが、先ほど転用で申請されたところであります。承認いただけましたので、回答したいと思います。2 件目は、書類不備でありましたので、また来月行います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農地利用計画変更ということですが、この案件に承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。続きまして、報告第 13 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、65 ページをご覧ください。

報告第 13 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 28 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。今月は、1 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、65 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。続きまして、報告第 14 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、66 ページをご覧ください。報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成 28 年 12 月 9 日提出御船町農業委員会。今回の合意解約は 4 件掲載しております。内容は、読まれておいてください。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。これは、報告でありますので各委員でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かございませんか。では、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい、机上配布しております、非農地証明願がございます。ご覧ください。

申請者〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号〇〇 〇〇

昭和 27 年 10 月 20 日以前から宅地となっており、農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。ということで御船町大字〇〇字〇〇△△ 面積△㎡ 〇〇 〇〇

現在は写真のとおりであります。隣の方にも確認したところ以前から住宅が建っていたと証言をいただきました。区長からも

確認は取れております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。担当委員の意見をお願いいたします。

16 番 はい、只今、事務局より説明があったとおりでございます。前から住宅が建っておりました。問題ないと判断いたします。

議 長 この件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。

事務局 非農地について、記入方法の説明 10分程度

本日の時間の説明・来年度日程

議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

6 番

⑩

7 番

⑩